

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務の代理の認可の申請等） 第十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。</p> <p>一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年財務省令第三号） <small>内閣府 農林水産省</small></p> <p>第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファ―非対象区分、同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バツファ―非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファ―非対象区分、同項</p>	<p>（業務の代理の認可の申請等） 第十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>一 農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年財務省令第三号） <small>内閣府 農林水産省</small></p> <p>第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツファ―非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するもので</p>

<p>第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分及び同項第四号に掲げる表のレバレッジ・バッファ―非対象区分に該当するものであること。</p> <p>〔二〇四十 略〕</p>	<p>あること。</p> <p>〔二〇四十 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔四〇一十二 同上〕</p>